

平成27年 6月24日

P T A会員の皆さまへ

伊丹市立伊丹高等学校
P T A会長 金川美也子

市高祭におけるP T A企画の収支報告等について

向暑の候、会員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、6月12日・13日に開催されました「市高祭」は、天候にも恵まれ大盛況のうちに無事終えることができました。『みんなで創りみんなに届ける市高祭！みんなの笑顔が暖かいんだから～』をテーマに、来校くださった方々にも暖か～い笑顔が広がったようです。

また、今年度のP T A企画「喫茶コーナー・ラムネ販売・商業科開発商品の販売・あて布募集・日本赤十字社への募金活動」への多数のご参加・ご協力をいただき、本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

6月末から7月早々には「学年保護者会」、「S N S講演会」、「食堂試食会」が開催されます。市高のことをよりよく知っていただく機会ですので、ふるってご参加ください。

また二学期においても、色々な行事が目白押しです。お忙しいこととは存じますが、お時間の許す限りご参加いただきますよう、お願い申し上げます。行事の詳細につきましては、8月下旬に予定表を郵送いたしますので、ご参照ください。

なお、以下に市高祭の「収支内訳」を載せておりますのでご確認ください。来年度開催の「定例総会」において決算に計上するのは「収益金」のみですので、あらかじめご了承ください。

収 入		支 出	
売上げ（商業科開発商品）	55,100	仕入れ（商業科開発商品）	47,340
売上げ（商業科開発商品以外）	136,300	仕入れ（ // 以外）	93,688
		その他（設営等飲食物以外）	9,281
合 計	191,400	合 計	150,309

（単位：円/ 税込）

※ 収入－ 支出 ＝ **41,091円** を「収益金」として、平成27年度会計決算に計上します。

※ ご協力いただきました募金「**1,406円**」は、日本赤十字社に寄付いたしました。

皆さまのご協力をありがとうございました。

【PTA団体障害保険・賠償責任保険について】

今年度もPTA団体障害保険・賠償責任保険に加入しました。PTA活動中の事故によるご本人または第三者のけがや、施設等への損害について所定の条件の範囲内で補償いたします。事故などが発生した場合は、速やかに執行部までご連絡ください。（裏面もご覧ください）

◆PTA団体傷害保険の内容

1. 被保険者（保険の対象者）

- (1) PTA会員（保護者・教職員）および本校の生徒
- (2) PTA会員の同居の親族
- (3) PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている者。

2. 保険金を支払う場合（ただし、日本国内における事故に起因するものに限る。）

- (1) 被保険者がPTA会員の所属するPTAの管理下においてPTA行事に参加している間。
- (2) 被保険者がPTA行事に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。

3. 保険金の種類および保険金額

- (1) 死亡保険金・後遺障害保険金・・・500万円

※後遺障害については程度に応じて3～100%

- (2) 入院保険金（日額）・・・5,000円（事故発生日より180日以内の入院）
- (3) 手術保険金・・・入院保険金額に所定の倍率（10・20・40倍）
- (4) 通院保険金（日額）・・・3,000円（事故発生日より180日以内の通院）

◆PTA賠償責任保険の内容

1. 被保険者（保険の対象者）

- (1) PTA管理者に対する賠償責任については・・・本校PTA
- (2) 生徒などに対する賠償責任については・・・本校PTAの生徒・親権者等

2. 保険金を支払う場合

- ・PTA活動中、他人の身体に障害を与えた場合・または他人の財物を損壊した場合。
（PTA活動危険）
- ・学校などから借用した用具等を、PTA会員や生徒が損壊・紛失・盗難に遭った場合。
（受託物危険）
- ・本校の生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、当該生徒（もしくは親権者）が法律上の賠償責任を負担する場合。（生徒賠償危険）

3. 保険金の種類および保険金額（上限） ※免責金額については省略

- ・PTA活動危険・・・対人：一名につき5000万円、一事故につき5億円
対物：一事故につき5000万円
- ・受託物危険・・・対物：加害会員一名につき100万円（限度額は3000万円）
- ・生徒賠償危険・・・対人・対物共通：一事故につき1億円